

第 6 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 1 月 1 5 日開会

令和 6 年 1 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年1月15日（月）午前9時30分 米沢市農業委員会第6回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 小関善隆 委員	9 番 高山吉典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
2 番 我彦正福 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	
8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員	

欠席通告委員（1名）

3 番 山王堂民榮 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	小 田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	金 子 菜 々
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第3条の規定による許可の取消しについて |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 農作業標準賃金等の策定について |
| 議第6号 | 農地賃借料情報について |

2. その他

令和5年業務報告について

令和6年基本目標（案）について

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第6回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を6番 木村彰博委員のご発声にてよろしく願ひいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。
新年初めてでございますので、今年もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

新年早々、石川県能登半島では地震ということで、皆さんもかなり大きく揺れてびっくりしたと思います。そういう自然災害があつて次の日は羽田の航空機の事故ということで、何か今年の幸先が悪いのではないかという気がしたところであります。ですが、農業にとっては天候に恵まれていい年であるように、元旦にお参りしたところであります。そういう希望を持って今年を迎えたいと思います。

12月21日に、米沢市の中川勝元市長が退任し、22日から近藤洋介市長が新たに就任されました。10日に市議会との全員協議会で顔合わせ会をやって、市長の挨拶をいただきました。市長は今まで国政をやっており市政は初めてであります。農業委員会としては、誰が市長であっても活動は変わりません。そういう対応でよろしくお願いをします。

天気も、今まで雪降らなくてよかったと思っていたんですが、今日、明日とかなり天気が悪いようです。寒暖の差が激しいので、体に注意しながら、気をつけていただきたいと思います。私からは以上です。今日は大変ご苦勞さまでございます。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、3番 山王堂民榮委員の1名であります。出席者は19名中18名であります。よつて、本日開催の米沢市農業委員会第6回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、12番 橋本政美委員、13番 古畑功一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号46号から48号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田3筆 2, 117.00㎡、畑4筆 3, 945.00㎡、合計7筆 6,062.00㎡です。

受理番号46号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成15年頃です。申請理由は、平成15年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号47号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成元年です。申請理由は、平成元年より養豚場の敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号48号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、平成14年頃です。申請理由は、平成14年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長
宮原主査

宮原農地主査。

報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、農地法第3条の規定による許可の取消し下記のとおりあったので、報告します。

令和5年4月開催の第33回定例総会により許可となった許可年月日、令和5年4月13日、指令番号、指令第3号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。取消しの理由は、宅地への通路として転用するためです。

以上、ご報告いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告議案でもありますので、以上で報第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号35号から42号の計8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田21筆 33,848.00㎡、畑2筆 1,138.00㎡、合計23筆 34,986㎡です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号50号から56号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田19筆 12,880.00㎡、畑3筆 1,506.00㎡、合計22筆 14,386.00㎡です。

受理番号50号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号52号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号53号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号54号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他の売買です。

受理番号55号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号56号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号５０号から５６号を上程いたします。

１５番

(長谷部吉雄委員 挙手)

議 長

それでは、長谷部委員。

１５番

１５番の長谷部です。受理番号５０番なんですけれども、５５番も一緒によろしいですか。（「はい」の声あり）

では、５０番について報告します。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書どおりです。申請地は、〇〇〇〇の近くの△△△△の西側となります。同月に両方で集積計画による売買がありますが、この農地が農振外の農地で集積計画対象とならないため、３条で売買するものです。〇〇さんは家族で農業を営んでおり、管理もしっかりされており問題ないと思われます。

続きまして、受理番号５５番の報告となります。こちら渡人、受人、地番、地目、面積は議案書どおりです。こちらの場所は、〇〇〇〇西側から入って〇〇と△△の間にある田となります。今まで〇〇さんが作り分けで作付しておりました。△△さんの要望により売買をしたいとありました。面積が１０アール未満ということもあり、３条となります。〇〇さんも家族で農業を営んでおりまして、管理もしっかりされております。問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いします。

以上です。

議 長

続いて、５１号。

２番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

我彦委員。

２番

２番 我彦です。受理番号５１番について調査報告いたします。

渡人、受人は議案書記載のとおりであります。場所は、国道１３号線、今〇〇〇〇なくなったんですけれども、あそこの交差点を△△側に入り橋を渡って間もなくのところであります。１２月３０日に〇〇さんとお会いして話を聞いてきました。当初、〇〇さんの田に鉄塔が建っていたんですが、△△△△で撤去したようです。ここは、もともと〇〇さんの土地であり、買ってもらえないかということで、△△△△から売買するということを聞いてまいりました。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いします。

以上です。

議 長

続いて、５２号。

９番

(高山吉典委員 挙手)

議 長

高山委員。

9 番

9 番 高山です。5 2 番、5 3 番と私の調査でしたので、続けて報告させていただきます。

〇〇さんが現在、△△さんより小作しているのですが、△△さんは現在、〇〇〇〇にお住まいで田を売りたいということで、小作しておりました〇〇さん売りたいと話が進んでおります。電話で、お二方にお話しして特に問題なかったなので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして5 3 番、〇〇さんが現在、高齢で独り暮らしをしておりましたが、1 2 月に〇〇〇〇に引っ越されて田を売りたいということで、△△△△との売買申請がありまして、お互い話合いの結果、問題なく進んでおります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

続いて、5 4 号。

1 0 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

遠藤委員。

1 0 番

1 0 番 遠藤です。私から5 4 番の調査結果を報告いたします。

調査は、1 月 8 日に受人、渡人にお会いし内容についてお聞きしてきました。この案件は、相続人不存在ということで相続放棄をした農地であります。それを〇〇〇〇が買いたいということで、売買の案件であります。場所については、△△△△の北西に位置しておりまして、条件も大分いい場所です。相続放棄をした農地でありましたので、今年度含めると3 年経過をいたしておる農地でありまして、放棄をした年から誰もその農地を管理する人がいなくなりますと、荒れて遊休農地になってしまうという危惧がありましたので、隣接している〇〇〇〇の△△△△さんに、管理をお願いしていたところでありまして、そういう管理をしていた面からも考えまして、〇〇〇〇が適当という形で、その運びになりまして、△△△△さん、弁護士さんであります。その方を通して交渉してまいりました結果、今回、この金額で売買が成立したという案件でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

5 6 号。

1 9 番

(桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長

桐澤委員。

1 9 番

1 9 番の桐澤です。

それでは、調査報告をします。

今まで、〇〇さんの土地を△△さんが借りていました。それで、今回購入するということで決まりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号５０号から５６号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号５０号から５６号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第２号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第５条第１項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号２３号の計１件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ３筆 ４３．４２㎡です。

受理番号２３号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農機具庫への通路の造成のためです。こちらは農業用施設の１種農地です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号２３号を上程いたします。

９ 番 (高山吉典委員 挙手)

議 長 高山委員。

９ 番 ９番 高山です。第２号議案でもありましたが、○○○○さんが△△△△に引っ越しまして、作業小屋を譲ったのですが、通路がないということで農機具小屋への通路を造りたいということでした。現地も確認して問題ないようでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号２３号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号２３号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に

ついて、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第４号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

１ ３ 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

１ ３ 番 古畑委員。

１ ３ 番

私の案件がありますので、退席させていただきます。

(古畑功一委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号１０号、１１号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第４号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により委員会に付議します。

受理番号１０号から１１号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ３筆 ５，７４６．００㎡、合計も同様です。

受理番号１０号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号１１号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、ただいまの受理番号１０号、１１号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第４号 農用地利用集積計画について、の受理番号１０号、１１号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

１ ３ 番 古畑委員の入室を認めます。

(古畑功一委員 入室)

９ 番

(高山吉典委員 挙手)

議 長

高山委員。

９ 番

私の案件がありますので、一時退席いたします。

(高山吉典委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号１３、１５、１６、１７、１８号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第４号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号１３号及び１５号から１８号の計５件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ１９筆 ５０，１１２．００㎡、合計も同様です。

受理番号１３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号１５号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号１６号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号１７号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号１８号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号１３、１５、１６、１７、１８号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第４号 農用地利用集積計画について、の受理番号１３、１５、１６、１７、１８号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

９番 高山委員の入室を認めます。

(高山吉典委員 入室)

１９番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長 桐澤委員。

1 9 番 私の案件がありますので、退席させていただきます。
(桐澤林右衛門委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 1 4 号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 1 4 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 7 筆 4, 3 3 8. 0 0 m²、畑 1 筆 4 2 0. 0 0 m²、合計 4, 7 5 8. 0 0 m²です。

受理番号 1 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 1 4 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 1 4 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

1 9 番 桐澤委員の入室を認めます。
(桐澤林右衛門委員 入室)

議 長 それでは、先の 8 件を除く受理番号 1 号から 1 9 号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 1 0 号、1 1 号、1 3 号から 1 8 号を除く 1 号から 1 9 号の計 1 1 件です。内訳は、売買による所有権移転が 4 件、新規の貸借権の設定が 5

件、貸借権の再設定が2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田63筆 96,973.00㎡、畑1筆 813.00㎡、合計64筆 97,786㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、先の8件を除く受理番号1号から19号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、先の8件を除く受理番号1号から19号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 農作業標準賃金等の策定について、を議題といたします。

なお、本件については、先日のブロック協議会においてブロックごとに検討がなされておりますので、事務局からの議案の説明の後に、第1ブロックから順に検討結果等について代表者から報告をいただき、その後、協議会を開催して協議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、そのように進めます。

議第5号について、事務局の説明を求めます。

金子主任
議 長
金子主任

(挙手)

金子主任。

議第5号 農作業標準賃金等の策定について、令和6年度米沢市標準農作業賃金・機械利用料の策定のために委員会に付議いたします。

表の内容ですが、令和6年度を太枠で囲んでおりまして、この太枠から左側が、過去の米沢市標準農作業賃金及び機械利用料の内容となっております。

続きまして、太枠の右側の試算の部分ですが、こちらは先月12月20日に開催されました置賜地方農業委員会連絡協議会の会議内容の結果を記載しております。なお、作業内容及び金額等は記載のとおりです。

以上、ご審議お願いいたします。

議 長

それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

初めに、第1ブロックお願いします。

1 0 番
議 長
1 0 番

(遠藤伊一委員 挙手)

遠藤委員。

では、先日のブロック協議会で協議した結果をご報告いたします。

これ以降、目次ずっと言っていきます。(「お願いします」の声あり)

では、第1ブロックの協議会の結果を報告いたします。

一般作業は7,600円、これ置農委の金額を採用し、置賜、統一するという形でありますので、7,600円です。

田植及び稲刈り作業7,600円、果樹の剪定作業12,000円、一般作業が7,600円、収穫が7,600円。

作業内容に移ります。トラクターの耕起が6,400円、代かきが7,900円、耕起(畑)であります、9,000円、耕運機が2回使って8,500円、水稻育苗が1箱950円、機械田植が8,200円、側条田植が8,800円、バインダー刈りが8,700円、ハーベスターが10,600円、コンバインの刈取りが19,800円、籾乾燥生乾が1,590円、半乾が1,000円。

もみすりについては、ブロックで協議した結果、2段になっておりますが、

大農家が刈取りを依頼されるわけではありますが、もみすりをして選別機をほぼ全部通した中で収穫する、袋詰めをするという流れがありますので、分けたいいいのではと意見が出まして、分けることにしました。それで、選別機がある場合とない場合ということで、２段の金額にしてみました。選別機が通してあった場合は１，６００円、選別機を通さないで仕上げた場合は１，０００円ということです。

あと、色彩の選別のみは機械代の使用のみではありますが、６５０円、土壤改良資材散布が１，２５０円、堆肥散布が６，６００円、畦畔塗りが２，８００円、大豆・ソバの脱穀が１０，０００円、麦刈取りが１２，６００円、牧草の刈取りが１，５００円、反転が４８０円、集草が６８０円、梱包が１９０円という結果であります。

転作に関わる作業賃金は、あくまでも転作、４割近くやっているわけですので、個人というよりも委託をしているケースが多いということで、転作にもう協力しているとか、当然ではありますが、いろいろ払う人が、自分で全てできるものはいいんですが、してもらうものについては、少し抑えたらよくないかと意見がありまして、このような金額にしました。

以上です。

議 長
１ ３ 番
議 長
１ ３ 番

続いて、第２ブロック。

(古畑功一委員 挙手)

古畑委員。

第２ブロックの結果を発表します。

一般作業から、作業内容は決まっているということでしたので、このとおりしました。ただ、剪定だけ分からなかったものですから、果樹農家の方に聞きまして、１２，０００円で妥当ではないかということで、１２，０００円にしました。

あと、トラクターですが、前年度より５００円、一律上げるということにしております。耕起が６，５００円、代かき７，９００円。耕起（畑）９，４００円、耕運機８，９００円、水稻育苗が９００円、機械田植８，１００円、側条田植８，７００円、バインダー８，５００円、ハーベスター１０，５００円、コンバイン１９，２００円、生乾１，６００円、半乾１，１００円、籾摺は１，０００円、色彩選別は７００円、土壤改良材１，２００円、この辺は去年とほとんど変わっていないと思います。堆肥散布は６，０００円、畔塗２，５００円、大豆・ソバ刈取脱穀１０，５００円、麦刈取り１２，６００円、牧草の刈取り１，５００円、反転４８０円、集草６８０円、梱包１９０円。以上です。

あと、賃金ですが、刈り入れ賃金のところですが、これでいいんではない

かということで決まりました。よろしくお願いします。

議 長

それでは、第3ブロック。

1 4 番

(佐藤利夫委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

1 4 番

1 4 番 佐藤です。第3ブロックのブロック協議会の結果をご報告します。
今、第2ブロックから報告ありました、一般作業につきましても置農委に異議がないということで、田植とか稲刈り作業も同じです。

あと、果樹の剪定ですが、実際、果樹作っている方がいっしょになかったんで、これは、ほかの地区と足並みをそろえるということで、お任せです。
あと、果樹の一般作業と収穫についても一般作業と同じ7, 600円です。

トラクターの耕起につきまして、燃料や機械代がかなり上がっているんで、一律10アール当たり500円上げたいと話になりました。

耕起6, 500円の代かきが7, 900円、畑の耕起も9, 400円、あと耕運機の耕起も8, 900円と。あと、水稻の育苗なんですけど、資材も上がっているものですから、肥料代とか土代も上がっているものから、1箱1, 000円が妥当でないかということで、あと予備苗は、その半分ということで500円にしました。頭から予備苗を求めている農家もいっしょということで、予備苗も少し上げました。

あと、機械田植、これも8, 100円、側条施肥田植も8, 700円、バインダー8, 500円、ハーベスターが10, 500円、コンバインが19, 500円、あと、籾乾燥の生乾と半乾、1, 700円、1, 200円と。

あと、籾摺ですが、これも1, 000円、60キロ当たり1, 000円と。
あと色彩選別も、これは機械利用だけで800円としました。

あと、土壌改良資材散布5, 200円、あと堆肥散布6, 500円、あと畔塗り、これも2, 700円。

あと、麦刈り13, 100円、あと牧草につきましても上げました。

以上です。

議 長

以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて、農作業標準賃金等の策定について、の協議をいたします。これより協議会へ移行して協議を行います。

それでは、協議会に移りたいと思います。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じて定例総会を再開いたします。

(総会)

議 長

先の協議会にて決定した内容について、事務局より報告を願います。

金子主任

(挙手)

議 長
金子主任

金子主任。

では、協議の結果をご報告いたします。

まず、標準農作業賃金について申し上げます。一般作業は、置賜管内同一の金額の7,600円となります。田植及び稲刈り作業が7,600円、果樹剪定が12,000円、果樹一般作業が7,600円、果樹収穫が7,600円となります。

続きまして、機械使用料につきまして申し上げます。トラクター耕起6,500円、トラクター代かき7,900円、トラクター耕起(畑)9,400円、耕運機耕起8,900円、水稻育苗950円、水稻育苗の備考欄につきましては、予備苗は500円となります。機械田植8,100円、側条施肥田植8,700円、バインダー8,500円、ハーベスター10,500円、コンバイン19,500円、もみ乾燥生乾1,600円、もみ乾燥半乾1,100円。

もみすりににつきましては2段表記となりまして、色彩選別ありが1,600円、色彩選別なしが1,000円、それと別に色彩選別が700円、土壤改良資材散布1,200円、こちら昨年度と同額となっております。堆肥散布6,500円、畔塗り2,700円、大豆・ソバ刈取り脱穀10,500円、麦刈取り12,600円、こちら昨年度同額となっております。牧草刈取り1,900円、牧草反転680円、牧草集草880円、牧草梱包200円、こちらの備考欄に、サイズにより両者協議と記載いたします。私からは以上となります。

議 長

それでは、議第5号 農作業標準賃金等の策定について、ただいまの事務局報告のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農作業標準賃金等の策定について、は事務局報告のとおり決定いたしました。

次に、議第6号 農地賃借料情報について、を議題といたします。

なお、本件についても、先の議第5号と同様に議事を進めることにご異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議事を進めます。

議第6号について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長

宮原農地主査。

宮原主査

議第6号 農地賃借料情報について。農地の賃貸借契約を締結するための目安となるように、賃借料の情報提供を行うため委員会に付議いたします。

まず、農地区分のA地域ですが、平均額が12,200円です。最高額が20,000円、最低額4,500円、データ数としまして645筆です。

続きまして、B地域ですが、平均額が11,700円、最高額が15,000円、最低額が8,000円、データ数につきましては120筆です。

C地域につきましては、データ数が少ないため公表いたしません。

D地域につきましては、契約実績なしとなっております。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長

それでは、第1ブロックから順に報告をお願いします。

10番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

10番 遠藤委員。

10番

第1ブロックから報告します。

議第6号 農地賃借料情報について、を協議した結果を報告いたします。

今、事務局から報告あったとおり、データに基づいての平均額、最高額、最低額ということで、データに基づいての試算でありますので、この金額でよしということでありましたので、よろしくお願います。

13番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

続いて、第2ブロックの13番 古畑功一委員。

13番

第2ブロックも、第1ブロックと同じく問題なしとなりましたので、よろしくお願います。

14番

(佐藤利夫委員 挙手)

議 長

続いて、第3ブロックの14番 佐藤利夫委員。

14番

14番 佐藤です。

この件に関しても、第1、第2ブロックと同様でお願いしたいと思います。以上です。

議 長

以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて、農地賃借料情報についての協議をいたします。

では、これより協議会に移行をいたします。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じて、ただいまから定例総会を再開いたします。

(総会)

議 長

議第6号 農地賃借料情報について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第6号 農地賃借料情報について、は議案書のとおり決定することといたします。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

令和5年業務報告についてと令和6年基本目標（案）については、いずれも来月開催の定例総会へ上程が予定されている議案の内容の承認となり、関連もありますので、一括して事務局へ内容の説明を求めた後に、先日のブロック協議会での検討結果を各代表から報告いただき、その後、協議会を開催して協議、調整の上、裁定を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、そのように進めます。

それでは、令和5年業務報告について及び令和6年基本目標（案）についての説明を事務局に求めます。

根津補佐
議 長
根津補佐

（挙手）

根津補佐。

それでは、令和5年業務報告について及び令和6年度基本目標（案）についての説明をいたします。

別添資料にて、既に先日11日のブロック協議会にて各ブロックにて協議いただきましたので、その結果についてブロック長より報告いただいた後にご審議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長
1 0 番
議 長
1 0 番

それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

（遠藤伊一委員 挙手）

第1ブロック、10番 遠藤伊一委員。

では、第1ブロックで協議した結果を報告いたします。この業務報告と基本目標、一緒にいいですか。（「はい」の声あり）一緒に、では。（「一括で」の声あり）業務報告と基本目標です。

令和5年の業務報告について申し上げます。経過の概要から、用地関係の取引状況までずっと見させていただいて、結果的に問題はなしということで、現状で業務報告はいいということでありましたので、報告いたします。

あと、令和6年の基本目標であります。これも基本方針から最後のその他の活動計画まで内容について協議いたしまして、これに沿って、これから令和6年度活動するわけでありますので、大変、農業委員、推進委員の方々も緊張感を持った中で活動していただくという内容でありますので、これも、これでいいということの報告をさせていただきます。

以上です。

1 3 番
議 長
1 3 番

（古畑功一委員 挙手）

続いて、第2ブロックの13番 古畑功一委員。

古畑です。第2ブロックの協議内容をご報告したいと思います。

令和5年度業務報告についてですが、親元就農に交付金を出しているが、記載がないとのご意見がありましたが、当該事業は農政課の事業であるので記載しないとの報告があり、その他は別にありませんでした。

まず、基本目標についてですが、新規参入についての多様な人材の掘り起こしをどのようにしていくか、具体的に記載してほしいという意見がありました。

また、農業委員会サポートシステムは何のことか分からないので、委員にとっては不要ではないかという意見もありました。あとはございませんでした。（「農業委員会の」の声あり）農業委員会のサポートシステム。目標の農業委員会サポートシステム6番という、この3ページの6番、農業委員会サポートシステム等の活用とありましたが、農業委員会サポートシステムというのが何のことか分からないという、委員にとっては不要ではないかという意見がございました。

1 4 番
議 長
1 4 番

（佐藤利夫委員 挙手）

それでは、第3ブロック。

第3ブロックにつきまして、協議した結果を報告いたします。

まず、令和5年度の業務報告につきましては、この内容でいいのではということでした。

ただ、山形県の概要ですが、マイナス49ポイントの46.1%ということで玄米の一等米比率、県として報告があったようですが、何かデータとしてなかなか、まだ置賜地区としては出せないということだったので、このままでいいのではということでした。

あと、6年度の基本目標につきましても特になかったんですが、その他の件でもよろしいかなと思うんですが、次期の定例総会の認定の取り方を新年度初めに、定例総会をしたほうがいいのではないかとということで提案あったんですが、その辺の時期の取り方とか、そういったことも話し合われましたので、皆さんと協議していただければと思います。

以上です。

議 長

それでは、各ブロックから報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会において協議をいたします。これより協議会に移行をいたします。

（協議会）

議 長

それでは、協議会を閉じて、ただいまから定例総会を再開いたします。

（総会）

議 長

ただいまの協議会にて協議、調整した内容について、事務局より報告を求めます。

根津補佐
議 長
根津補佐

(挙手)

根津補佐。

ただいまの協議会で協議、調整された内容について報告いたします。

先ほど申しましたが、令和5年業務報告につきましては、字句の訂正を行ってございます。

令和6年基本目標（案）につきましては、3ページ、新規参入促進についてを先ほどのご要望にのっとり、新規参入の促進に当たっては、他の仕事をもちながら農業を営む半農半X、移住・定住者及び民間企業の農業参入など、多様な人材を対象に、受入れに関する情報提供と支援を行い、掘り起こしに努め、将来担い手となり得る新たな農業者の確保に努めていくというような内容に修正いたします。

また、6番農業委員会サポートシステムの活用ですが、ここ中身を一新いたしますというか、事務局で利用している既存システムから、農業委員会サポートシステムへのデータ移行と整備を行う、また、運用開始したタブレット端末を農業者の把握等に活用するとともに、タブレットからのデータを農業委員会サポートシステムに反映させることで、農地利用集積の推進と農地管理の利便性向上を図っていくと、このように修正いたします。

また、先ほど佐藤利夫委員からありました米沢市の状況、一等米比率ですが、2月にならないと、置賜、米沢の正確な数値の報道がないということでしたので、間に合いましたら追記したいと考えております。

以上です。

議 長

それでは、令和5年の業務報告について及び令和6年の基本目標（案）については、ただいまの事務局報告のとおり、協議会での協議内容を反映、調整の上で、最終的な仕上がりについては事務局に一任し、定例総会の議案として上程することで、承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、その他の令和5年業務報告について及び令和6年基本目標（案）については、事務局報告のとおり、協議会での協議内容を反映、調整した上で、最終的な仕上がりについては事務局に一任し、定例総会の議案として上程することで承認をいたしました。

続いて、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順に、2名の委員の方から発言をいただきたいと思います。今回は9番並びに10番の順番となりますので、初めに、9番 高山委員からお願いします。

9 番

9番 高山吉典です。

担当地区は南原になります。何をしゃべっていいのか分からなかったの

11月に行われました農業者との意見交換会についてお話しできたらなと思いました。

11月21日に、第2地域、旧市、上長井、南原、三沢、田沢になりますが、西部コミュニティセンターで行われました。最初に思ったのが、参加者が少なかったことです、とても。前席に座った農業委員、推進委員、事務局、農政課が総勢20人ぐらいに対して、参加者が9名ということで、思ったよりも少ないのが現実でした。今回参加して、参加者を増やすことが、まず課題だと思いました。地域で主体となる方には書面だけではなく、農業委員や推進委員が直接会って話をし参加を呼び掛けたり、タイミングが合わなければ電話をして参加を呼び掛けたりと、もっと地域の問題として積極的に参加してもらえたらいいのではと思いました。また、地域計画は10年後の米沢市の農地をどうするかということなので、意見交換会への若い人の参加が特に重要ではないか、若い人の意見をもっと聞くことがもっと必要ではないかと思いました。

あと、意見交換のときですが、農業をしている方からあんまり意見がなくて、農業委員や推進委員、事務局の人たちの方が何かしゃべっているような、そんな感じだったので、もっと参加者から発言があると、もっと有意義な時間になったのではないかなと思いました。去年なんですが、息子が新規就農したので、次回このような機会あるときは、我が家は2人でぜひ参加したいなと思いました。

以上です。

議長
10番

続いて、10番 遠藤委員からお願いします。

10番 遠藤です。

早いもので、新年に入って、会長からも最初のご挨拶の中で自然災害、そしていろいろな事故等があって、大変新年から厳しさがあるなというご挨拶があり、私も今年も大変な年だと思っております。

昨年は異常気象によって、雨が多かったり、天気がよ過ぎて農作物が甚大な被害があって、報告にもあったとおり、米の等級が非常に悪かったり、畑の作物も成長が遅れて出来が悪くなったりと、農業所得が大分減ってきている中で、我々が安心して農業を営むことができる政策をもう一度、力強く国政に声を出していくのが、今年でないのかなと思っております。

いろいろ、農水省で出してくる農地法の改正案とか、畑地化にするとか、難題が押しつけられている、そういう農政について、もう少し、我々の声を国政に出していく年ではないかという気がします。我々の立場として、農業委員会のできる範囲での声をもう一度、大きく出していきたいと思います。我々の今後の将来、今年度も安心して農業ができるような政策を出してもら

いたいし、今回も地元にも副大臣がおりますので、大臣を通じて、我々の生の声を出していこうではないかと思います。

言われたとおりやってきて、そしてまたやれということですので、頭は疲れていると思います。もう一度リセットして、農業が大事に、そして我々も生活できるような農業にしていきたいなと、私個人では考えておりますので、農業委員の在籍中は一生懸命、そういう目標に向かってやっていきたいなということで、1月1日にあのテレビを見て、そう思いましたので、そういうことで私自身頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいなと思っております。

あと、一番大事なのは、地域で話し合って地図染めしろというのが一番、頭病みしているところで、それも高齢化されているもので、何でかんで出さなんないわけだ。だから、それも少しずつみんなで協議をしながらやっていきたいなということで、これから地域の方々と話し合いをして、その地区の取りまとめを頑張ってみたいなというようなことも含めて、お話をさせていただきました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの発言に対し、皆様方から関連意見並びに質問はありませんか。

高山委員からは、農業者と意見交換会をしたんだけど、なかなか参加者が少ないと。発言もない。たしか第2は、農業者6人しか集まらなかったな。6人だけで……、「9人」の声あり）9人だけ。農業者9名で、あとは合計で26名だもんだから、農業者以外が多かったと。発言も農業者以外から多かったという話あったんですが、それぞれ地域の中で話を、いろいろ意見交換会したんですが、その辺について、これから地域計画策定するに当たり、いろいろ集まってもらわなければならない機会が増えていくんだけど、農業者自体がなかなか集まってもらえないというような状況があるということであります。遠藤委員からも、そういう集まりの中でいろいろな地域の声を聞きたいというようなことありました。

10番

農政課で、今回、意見交換会への案内出すと言って出してくれたわけだ。その内容を見て、行ってみるかなと思う人、あんまりいないと思うんだ。内容についても、もう少しきちとした内容で出せば、もっと人が集まってくれるのではないかなと思う。意見交換会ではどう話を進めていって、農家の皆さんからどんな意見を聞きたいのかが見えてこないのね。農業委員会で同じ文章を出したとしたって、振興組合長は動かないよね。だから、振興組合長が動くような、意見交換会では農家の皆さんから意見が出るように手助けをしてくださいみたいな内容じゃないと駄目だし。あと農政課で若干の講演ありとか、何かこういうことについて、テーマについてありとかという文書

を流せば、また違うかなと思う。あの文書見ても「いいや」と思うような感じなので、もっと工夫してもらいたいなと。要望なんだけれど、そうすると、もっと人が集まると思うんだ。

議長
11番
議長
11番

そのような意見ありましたけれども、皆さんからいかがでしょうか。

(江口益美委員 挙手)

江口委員。

11番 江口です。

今、お二人からお話ありましたが、地域計画、これ法律によってやらなければいけないことですが、農業に対して一つ一つ解決できないまま、例えば今、伊一委員が言った水田対策交付金、これから1月22、23日にまた説明をやると。特に政府ではこういうことをやってくれということで進んでいながら、まずはどうしたらいいのか分からないような状況の中で農業者に、現場ではこれをやらなくてはならないわけですが、あまりにも農業に関わる問題が解決ないままに、今度は畑地化をどうするだろう、計画組めという状況が今あるということで、農家は多分、混乱していると思うんだよ。

行っても何か説明がそのとおりだし、その結果が、これから22、23日に説明があるわけでありますので、私22日に話を聞きに行きたいと思っています。いろいろな課題がありながら、政府ではいろいろなところの法改正や何かの案が出てくるんだよ、農業のために法改正をやっているのか、本当にこれ農家が、今、食料農業基本法というか、それも取っかかりで、どうするのかということを今政府でやって、結果を出すと言ったけど、そういうことも全然見える化がならないまま、農業者が、どうやってやったら農業は守れるのかな、後継者がつくれるのかななんていうことが、本当に見えていない。自分自身もそうだから、本当にこれ計画組むということも、農業だけでなくて官も民も一緒になって考えていかないと、これ地域計画組みようないと思うんだよ、俺は。だから、そういったことを本当に今、伊一委員言ったけど、政府に農業の在り方、どういうものかということを本当に、ただこねるわけではなくて、今度要請、そういったものを本当に明確化にしていかないと、無理なことは無理なんだということを本当に政府に言っていないと、そのままの状況だから、これ本当に若い人だって集まらないというのは、ここにあるのかなと思いましたので、発言させていただきました。

議長

ほかに皆さんから。

今度、22、23日と畑地化や水張りについて農政課で説明会をするようです。だけど、これ地区指定も何もなく、誰に来てもらいたいのかよくわからない。畑地化を希望している人に来てもらいたいのか、水張りを希望している人に来てもらいたいのかと、それもまだ分からない。ああいう案内で

は、農家の皆さん来ないんじゃないかなって。1枚そのチラシを配っただけで来てもらえるのか。

4 番

今のことですが、未組織の段でいうと農協青年部が弱体化していると、組織の再編ということで青年部もだし、あと振興組合長会もそうですし、女性部もそうですし、組織の中で話をしていくという機会がなくなったということも、一つ関連があると思います。

あと、今回この問題が大きくなってから初めての振興組合長のブロック長、今、組織再編になりまして、各地区でなくてブロックという捉え方をして、ブロック長、副ブロック長ということで、その会議を19日に開くわけなんですけど、そういう部分についても、そういう話を出してもらって、こちらからも提出するわけです。様々な機会を捉えてアナウンスしていかないと、こちらからどんどんと情報発信していきながらということで攻めていかないと、本当に先詰まりになってくる、期待したことが返ってこないということになると思いますので、先ほどの農業者との意見交換会もそうですし、うちの地区の中では、手前みそですが、そういうようなことで、各委員が、それなりに農業者を割り振って声をかけたというやり方もしたということもありますので、そういうやり方の工夫とか、遠藤委員からも言われたとおりに、行政でも、それなりのいいアイデアを出していただいて、農業者にアプローチをかけてやっていってもらおうということで、様々あると思いますので、これからいろいろなところで会合がございますので、その時点でいろいろなことを出してもらおうと。

細目書の配付のときも、細目書は郵送ではなく、説明会のときに細目書を全部手渡しで配付するようです。細目書の配布には、各地区の振興組合長に集まってもらうので、農協や行政で機会を捉えて情報発信をしていくようです。皆さんも、地区の中でもいろいろな機会を捉えて、まず農業者に発信をしていただきたいと思います。

以上です。

議長

今、佐藤政和委員より、いろいろな機会の中で、そういう情報を発信していくとありました。農業委員自ら参加者を集めるのはなかなか難しいので、地域の振興組合が中心になって集めてもらう。そのためには、振興組合長に地域計画がどういうものなのか、なぜ作成する必要があるのか、どう進めていくのかを理解してもらわないといけない。まだ始まったばかりでもないんだけど、これから今、意向調査もそれぞれ回っていると思いますが、来年、6年度、1年しかないからね、その計画書を出すまでの期間が。だから、早急に集まるような機会をもらうよう手だてをしていかなければならないと思うのよ。

あとは、そういう中で、いろいろ国に対する要望とか何か農家の人から出たり、まとめて農業委員会としても発信していくというのが必要だと思います。要望書とか何かは、まだ出していないんですが、いつでもそういう意見が出れば、そういうことも出す必要もあるんじゃないかなと思いますので、いろいろな場で、定例総会の中でも、いろいろ話に出していただいて進めたいと思います。

では、何か皆さんから。いろいろなことあんまり、あり過ぎるではないけど、しなければならぬこといっぱいあるんだけど、とにかく農業委員会としては、目標地図の作成というのが一つの大きなことだと思いますので、それに向けてひとつ、していただきたいなと思います。

皆さんから何か、この件について。国にというけど、置農委の合同研修会というので、これ副大臣が出席するというのは、それでいいんだっけ、3月の。意見せつかく言う機会あるわけだから。

根津補佐

では、合同研修会、2月中旬、2月中で開催予定とご案内しておりましたが、農事相談が終わった後にメール来まして、3月10日になったそうです。鈴木憲和代議士が来るようですが、意見言う場があるかどうか、200人以上も集まってどうなるかですが、日曜日になりますので、よろしくお願いします。

議長

ということで、3月10日、宮内の熊野大社で、合同研修会ありますので、そのとき副大臣の日程がそこだということで決まったので、予定としてありますので。

では、この辺で意見なければ次に、皆様から何か意見なければ、その他を終了して、本日の第6回米沢市農業委員会定例総会を閉会したいと思います。

閉会

午前11時45分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年1月15日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

橋本 政美

議事録署名委員

古畑 功一